

ふらっと.come!

平成27年 4月 28日 第41号

発行者 特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会 「ふらっと船橋」
〒273-0011 船橋市海神1-31-31 ジュネス海神101
TEL 047-495-6777 FAX 047-495-6776
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~flatcome/>
Email flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



相談支援の行方

NPO 法人船橋福祉相談協議会 理事長 宮代隆治

26年度末が刻一刻と迫る中、中々進捗率の向上しなかった計画相談の実施率ですが、行政によるあの手この手の策により一気に向上したようです。

何より、セルフプランの採用、自身で作ることを勧められた結果、相談支援事業所の活用が不用となり、この結果に結びついたようです。ならば、初めからセルフプランを勧めれば良かったのに…。

このシステム登場とともに、サービス利用計画はセルフプランであるべき、という声も聞かれました。自分の暮らしをつくるとき、必要とする福祉サービスの利用について、自身の思いが十分に反映されることは当然。ならば、セルフプランが一番、と。分かり易い考えですが、セルフプランの問題性もあるようです。何より、モニタリングを不要とすること。

使用しているサービスが本当に自分にとって有効なものであり、生活上欠かせぬものとなっているか。そこに、及第点を付けることができるか。何より、私の生活がそのことにより、満足できるものとなっているか。

これは、第三者も参加して複数の視点からの検証が求められます。本人の思い込みや、不知について指摘や提案を受けることは重要です。セルフプランでは、この効果が期待できません。

また、私は知的に障がいのある人への支援が生業ですが、重い障がいのある人がセルフプランを作成することは難しいことです。そこに、ご家族や関係者が関われば、一体誰の何のための計画か、その当事者性が疑われることになりかねません。

今回はセルフプランが勧められても、次回からは相談支援事業所による計画作成が必要となります。ここを、どのようにカバーできるか、とても重要な課題となっています。

着任の挨拶

障害福祉課 相談支援係長 横堀 貴郎

この4月より相談支援係長として着任いたしました横堀と申します。私は5年前の平成22年4月に障害福祉課へ配属され、すでに5年が経過し、今年で6年目に突入したことになります。配属当初、ケースワーカーとして担当地区を持つことになりましたが、福祉関係の部署が初めてということもあり、これまで市役所で行っていた業務とはまったく違う仕事を、右も左も分からない中、着任初日から様々なご相談や、お問い合わせを冷や汗を流しながらお受けしていたこと

を思い出します。

このような状況の中、まがりなりにもケースワーカーとして5年間、務めることができましたのも、多くの関係機関の方のご指導と、ご協力があったこそだと思っております。特にふらっと船橋は、まだ湊町に事務所があったころよりケースを通して知識だけでなく、「相談支援」とはどのようなものか、ということについて教えていただきました。何も分からなかった私にとってまさに「闇夜の灯火」でありました。

相談支援係というところは、その名のとおり障害福祉サービスや補装具などについて相談を受けていく係です。日々、様々なご相談をいただきます。福祉の制度が分からない方にとっては、私が着任した当初のように暗闇にいるような状態であると思われれます。そのような方々のために、これからも、関係機関の方々と共に力を合わせながら、ケースワーカーで得た経験を活かし、船橋の障害福祉のために、少しでも力になっていきたいと考えております。



はじめまして

ふらっと船橋 富澤慎布

2月16日より、「ふらっと船橋」で相談員として勤務させて頂くことになりました、富澤慎布（とみざわ みほ）と申します。

以前は船橋市で知的障害者の方の通所施設にて勤務し、その後は習志野市で高齢者の方のグループホーム、千葉市のケアハウスにて勤務しておりました。

生まれも育ちも千葉市であり、船橋市は小さい頃から遊びに足を運ぶ場所でありましたが、詳しい地理などはわからないのでこれから少しずつ覚えていきたいと思っています。

今までは直接支援での関わりが多かった為、今は相談支援に関して、漠然とした不安が募るばかりです。制度や法律等、知識が浅くご迷惑をおかけする事が多々あるかと思えます。知識、経験ともに豊富な先輩方や各関係機関の皆様にご指導いただき少しでも早くお役にたてるように頑張りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



研修委員会より

～第6回研修会（情報交換会）のご案内～

日時：5月20日（水）13時30分～16時

場所：船橋市中央公民館 第1集会室

定員：18名程度

参加費：無料

内容：円滑な計画相談をする為に

申し込み・お問い合わせ

TEL：047-495-6777（ふらっと船橋）

-ふらっと船橋より-

ふらっと船橋のホームページが2月末日で
移転致します。2月28日より下記

<http://flat-funabashi.com>

に、アドレスが変更されています。

移動支援が変わります

船橋市障害福祉課

平成27年6月1日から、障害者等移動支援事業は、保護者の方が付き添いできない場合等に通学・通所にも利用できるようになります。

市が現在実施している「障害者等移動支援事業」では、屋外での移動が困難な障害児・障害者が外出するにあたり、ヘルパーの支援を受けた場合に、費用の一部を支給してきました。しかし、通学・通所のための外出は原則支給の対象外だったため、保護者等の疾病や就労等の社会的理由により、送迎を担う保護者がやむを得ない事情で付き添えなくなったときに、障害児・障害者が学校や事業所を休まざるを得ない状況等があり、通学・通所にも移動支援事業を利用したいとの要望が多くありました。このため、平成27年6月1日以降は通学・通所も支給対象とし、通学・通所時における障害児・障害者の安全確保と、保護者の負担軽減を図ります。

1. 利用対象者

移動支援事業の対象者のうち、社会的理由（※）により、他の送迎手段や付き添いが得られない方

※社会的理由

- ・保護者等の疾病（通院・入院）、出産、就労、冠婚葬祭、事故、被災、失踪、出張、転勤、看護、利用対象者の兄弟姉妹の公的行事（学校行事等）への参加
- ・保護者等一人では対応できない場合

2. 利用対象となる通学先・通所先

- ①特別支援学校
- ②特別支援学級のうち、通学区域外の知的学級、自閉症・情緒障害学級
- ③通所によるサービスの提供を行っている障害福祉施設
- ④放課後等デイサービス事業所
- ⑤児童発達支援センター・児童発達支援事業所

3. 利用量（利用可能な時間）

移動介護と通学通所支援を合算して、年間最大300時間

4. 実施時期

平成27年6月1日から

5. 利用方法

利用希望される方は、事前に障害福祉課に申請してください。

お問い合わせ：船橋市役所 障害福祉課 認定審査係・相談支援係 047-436-2346